



## 令和元年台風第19号による被災者の方を対象に 県営住宅等の入居受付を開始します

令和元年台風第19号による被災者の方を対象に、県営住宅等の入居申込みの受付を次のとおり開始します。

### 1 募集団地、受付窓口

別紙一覧表（その1）のとおり。（赤文字は前回からの変更箇所です。）

受付窓口は各地区の建設事務所建築担当課です。

お申し込みは、団地（宿舍）ごととなります。（階や部屋を指定することはできません。）

なお、長野地区については、長野建設事務所のほか、長野市役所市民交流スペース、柳原支所、篠ノ井総合市民センター、豊野支所、松代支所及び古里支所においても受け付けます。

（受付時間…長野建設事務所は[9:00~20:00]、長野市役所市民交流スペースは[8:30~20:00]、その他\*は[9:00~17:15]です。第2回受付期間の窓口については、改めてお知らせします。）

（\*古里支所は26日（土）、27日（日）のみ）

### 2 受付期間等

項目	受付期間	抽選予定日	受付時間
第1回	令和元年10月23日（水）～29日（火）	11月1日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>長野地区は上記1のとおり</li> <li>佐久、上田、北信地区は 平日・土日 9:00～17:15</li> <li>他地区は平日 9:00～17:15</li> </ul>
第2回	令和元年11月7日（木）～13日（水）	11月16日（土）	

### 3 申込資格

「り災証明書」が発行された世帯（住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した場合）

※60歳以上の高齢者、妊産婦（満1歳まで）などの要配慮者の方は、居住階数1階又はエレベータ有りの団地（宿舍）に申し込むことができます。（受付窓口にお越しの際は、要配慮者に該当することを証する書類（例：運転免許証、母子手帳等）をお持ちください。）

※要配慮者以外の方は、エレベータ無しで2階以上の団地（宿舍）に申し込むことができます。

### 4 入居条件

- （1）入居期間：最長1年間
- （2）家賃：無料（光熱水費、共益費等は入居者負担）
- （3）敷金、連帯保証人：免除

### 5 必要書類

- （1）一時使用許可申請書
- （2）誓約書
- （3）り災証明書（り災証明書の発行が間に合わない場合、窓口で申立書を提出した上で、入居までにり災証明書をご提出ください。）

※被災状況が分かる写真等をご持参ください。（提出不要）

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —  
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）推進中



【長野県は「SDGs未来都市」です】



しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）推進中

建設部 建築住宅課 公営住宅室 管理係  
（室長）須藤 俊一（担当）上村 卓哉

電話：026-235-7337（直通）

026-232-0111（代表）内線 3646

FAX：026-235-7486

E-mail [jutaku-kanri@pref.nagano.lg.jp](mailto:jutaku-kanri@pref.nagano.lg.jp)